

七尾市告示第137号

七尾市不法投棄監視員制度要綱（平成16年七尾市告示第160号）の全部を次のように改正する。

平成26年7月2日

七尾市長 不嶋豊和

七尾市不法投棄監視員設置要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成18年七尾市条例第36号）第46条に規定する廃棄物不法投棄監視員（以下「監視員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定するものをいう。

（監視員の委嘱及び任期）

第3条 市長は、廃棄物の不法投棄を未然に防止するために監視員を置く。

2 監視員は、廃棄物行政に熱意と関心を持つ有識市民の中から、市長がその職を委嘱する。

3 監視員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で前任者の後を引き継いだ場合は、その残任期間とする。

（監視員の定数）

第4条 監視員の定数は、48名以下とする。

（監視区域）

第5条 監視対象区域は、市内全域とする。

（監視員の職務）

第6条 監視員の職務は、次のとおりとする。

(1) 毎月2回以上定期的に行う廃棄物の不法投棄に関する情報の収集及び巡回

等を行うこと。

(2) 前号による情報の収集結果に関する不法投棄監視活動報告書（様式第1号）による定期報告をすること。ただし、廃棄物の不法投棄を発見した場合は、併せて不法投棄連絡表（様式第2号）による報告をすること。

(3) その他市長が必要とする事項に関すること。

2 監視員は、七尾市ぽい捨て等を防止する条例施行規則（平成26年七尾市規則第〇号）第4条に規定する七尾市環境美化指導員を兼任するものとする。

（報償）

第7条 監視員の報償は、年額10,000円とする。

（身分証）

第8条 監視員は、第6条の職務に従事するときは、市長が別に定める身分証を携帯しなければならない。

（監視員の研修）

第9条 市長は、必要に応じ、監視員に対してその職務に関する研修等を実施し、資質の向上に努めるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

不法投棄監視活動報告書

（ 月分 ）

監視員氏名		名前		電話		
監視地区		（主な場所）		地区	町地域	
◆ 巡回日時及び結果について						
回数	巡回日	曜日	巡回時間	不法投棄の有・無 （該当する内容に○をお願いします）	監視・巡回の場所	備考 特記事項
1	日	曜	開始 _____ :	有（様式第2号）・無		
			終了 _____ :	【『有』の場合】投棄物の種類 1 缶・ビン・ペットボトル 2 生活ごみ（燃えるごみ） 3 タイヤ・家電製品 4 その他		
2			開始 _____ :	有（様式第2号）・無		
			終了 _____ :	【『有』の場合】投棄物の種類 1 缶・ビン・ペットボトル 2 生活ごみ（燃えるごみ） 3 タイヤ・家電製品 4 その他		
3			開始 _____ :	有（様式第2号）・無		
			終了 _____ :	【『有』の場合】投棄物の種類 1 缶・ビン・ペットボトル 2 生活ごみ（燃えるごみ） 3 タイヤ・家電製品 4 その他		
4			開始 _____ :	有（様式第2号）・無		
			終了 _____ :	【『有』の場合】投棄物の種類 1 缶・ビン・ペットボトル 2 生活ごみ（燃えるごみ） 3 タイヤ・家電製品 4 その他		
5			開始 _____ :	有（様式第2号）・無		
			終了 _____ :	【『有』の場合】投棄物の種類 1 缶・ビン・ペットボトル 2 生活ごみ（燃えるごみ） 3 タイヤ・家電製品 4 その他		

※この活動報告書は、翌月の10日までに市民生活部環境課へ提出ください。

不法投棄連絡表 _____ 監視員				
発見日時	年	月	日（曜日）	時頃
発見場所	七尾市	町地内	山林・空き地・雑種地・道路・その他	
「略 図」				
・ 投棄状況				
・ 投棄物の種類（詳細）				
・ 廃棄物の数量				
※ 措 置 内 容				
※ 処 理				
未処理 通報（ ）へ				